

2022年度より生徒会を中心に生徒主体で見直しが行われています。2023年度には新たな学院生活の決まりを策定する予定です。

学院生活のきまり

学院生活のきまりについて

(1) 学校活動に関するもの

ルールやマナーを守ることは、集団の秩序を維持し、思いやりに基づく共同生活を営むために不可欠である。一人一人が細かい気配りをし、規則正しい生活を送るよう努力すること。

ア 登校は、十分余裕を持ち、始業5分前（8：25）までに到着するように心がけること。

イ 欠席・遅刻をする場合は、必ず始業までに保護者が学校へ連絡すること。

ウ 自転車通学は許可を受けること。道路交通法と学校の通学規則を守ること。

エ 学校への自動車の送迎は許可を受けること。

オ 制服を正しく着用し、常に身なりを整え、学校規定と異なる物は使用しないこと。

カ 学校生活に必要な物（スマートフォン等の電子機器を含む）は原則として持っていないこと。

キ 所持品にはすべて記名し、金銭その他の貴重品は身辺から離さないこと。必要な場合は、担任教師又はクラブ顧問に保管を申し出ること。

ク 盗難、紛失または捨得物のあった場合は、直ちに担任教師、又は係の教師に届け出ること。

ケ ポスター、その他を掲示する場合は、係の教師の承認を得て、所定の場所に掲示すること。

コ 学校の建物や備品などを大切に扱うこと。万一破損した場合は担任教師に申し出ること。

サ 訪問者には親切に対応し、礼儀正しくすること。

シ 登校時から下校時までの間は、私用で校外には出ないこと。

ス 最終下校時刻は18：30とする。

(2) 生活に関するもの

常に自分のおかれている立場を十分に自覚し、節度を重んじ、良識を持って行動すること。

ア 乗車マナーなどの公衆道徳を守ること。

イ インターネット、スマートフォンや携帯電話を使用するときは、他人を傷つけるのはもちろん、自分も傷つけられることがないように責任と節度をもつこと。

ウ 登下校時には、飲食店などに立ち寄らないこと。

エ 下校時刻以降の外出をしないこと。やむを得ない場合には、家庭と連絡をとり、安全

に帰宅できるようにすること。

- オ 保護者の許可なく友人を泊めたり、外泊をしたりしないこと。
- カ 娯楽施設には生徒だけで入場しないこと。
- キ 学校の規定を守り、パーマ・脱色・毛染め・化粧・ピアス等をしないこと。頭髮は肩にかかる長さになったら結ぶこと。
- ク やむを得ず夜間に外出する場合は、学校に規定に基づき、夜間外出許可証の提出や保護者の出迎えを受けること。
- ケ 芸能活動は行わないこと。
- コ アルバイトをしないこと。
- サ 運転免許（原動機付き自転車免許も含む）を取得しないこと。

（3）自転車通学者規則

自転車通学は年度ごとに申請が必要です。自宅から学校までの直線距離が2 km以上で、許可された者に限ります。前期末に安全教室を開き、中1の後期より通学路や自転車整備の確認を行ってから許可します。

次のことを守って安全に登下校してください。

- ア 自転車には許可証をつける。
 - イ 交通傷害保険に加入する。
 - ウ 自転車は定められた自転車置場に整頓して置き、施錠する。
 - エ 制カバンは、うしろの荷台におきロープでくくる。前のかごに入れたまま走行してはならない。
 - オ ドロップハンドル・一本スタンド及びミニサイクルやスポーツタイプの自転車は禁止する。また、ハンドル等に加工を施すことも禁止する。
 - カ 自転車の交通ルールを守り、安全に走行する。
 - キ 中学生はヘルメットを着用する。
- ※詳しくは、前期末の中1自転車安全教室にて説明します。

（4）服装について

（ア）制服

制服は正しく着用し、下記の事項を守ってください。

- ア 上着には校章をつける。
- イ 冬服のカラー・カフスは特別に許可のある場合をのぞき、常につけている。（セーター着用時にはカラーのみで可）
- ウ スカート丈は夏服・冬服ともに、ひざがかくれる程度とする。
- エ 靴下は学校マーク入りの靴下を用いる。
- オ バッジは、校章のほか、許可されたもの以外はつけない。
 - （イ）必要時に着用してよいもの
- ア 学校規定のコート
- イ 学校規定のセーター：夏用は白・冬用は紺
- ウ 黒いタイツ（黒のソックスを重ねてもよい）

エ 手袋：地味なもの

オ マフラー：白・黒・紺・グレーの無地に限る。

(ウ) 靴

ア 上靴：学校規定の靴を用い、靴のかかと部分に氏名を記名する。

イ 下靴：①学校規定の黒靴

②学校規定の白運動靴

ウ 体育館：学校規定の体育館シューズ

(エ) 雨具

ア 黒、紺の無地。置き傘として、おりたたみ傘をロッカーに用意する。

以上の制服及び所持品には、すべて記名する

なお、冬季の防寒具は10月の衣替え実施日～春休みを着用期間とする。

(オ) 頭部・その他

清そなかたちに整え、次の事項を守ってください。

ア パーマ・カール・毛染・脱色・流行のカットはしない。

イ 肩にかかる程度の長さになったときは、黒・茶・紺のゴムで結ぶ。カチューシャは黒に限る。

ウ ヘアピンを用いる場合は、黒のアメリカピン等のシンプルなものとする。

エ 眉そり、眉の加工はしない。

オ リボン等の装飾品は用いない。手首には時計以外をつけない。

カ 化粧・ピアスはしない。

「制服の着方」

冬服の着方

上着

①丈はウエストラインから6～10センチ下の位置にする。

②脇はスナップでとめる。

スカート

①ひざがかくれる程度の長さにする。

白いカラー

①特に許可された場合以外はいつでもつけている。

②のりづけは、あまり強くしない。

③スナップは3つつけ、制服に密着させる。

④汚れや、シワのあるカラーを使用しない。

ネクタイ

- ①指定店のものを使用する。
- ②制服のえりと、ネクタイの端にスナップをつけてとめる。

カフス

- ①スナップを2つつけ、いつもきちんとはめる。

くつ下

- ①学校マーク入りのくつ下に限る。
- ②冬には黒のタイツも許可する。

夏服の着方

上着

- ①長袖の場合に腕まくりをしない。
- ②襟元のホックをとめる。

スカート

- ①冬服の場合と同じ

ネクタイ

- ①結び目は購入時のまま縫いつけておく。長さを変えない。
- ②白セーターを着る時にはセーターの外側にネクタイを出す。

カフス

長袖の場合はスナップでいつもきちんとはめる。

くつ下

- ①冬服の場合と同じ

(5) 昼食の購入について

昼食はできる限り家から弁当を持ってくる。用意できなかった場合は1時限目の終りの休み時間までに注文し、昼休みに品物を受け取る。

(6) 自動販売機の利用について

ア ジュース類については常時購入して授業やHR・掃除の時間以外に飲用できるが、机の上など見える所に置いたりせず、分別して捨てる。

イ パン・プリン等の食品については始業前（8：10まで）、昼食時、放課後に限って食べることができる。

ウ 歩きながらの飲食は厳しく禁じる。